

## 令和5年度 農山漁村未来創造事業（政策推進型）補助金公募要領

### 1 事業の目的

本県農林水産業の目指すべき将来像である「もうかる農林水産業」の実現のための「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」の基本戦略に位置付けられた「人材育成」、「生産拡大」、「販路開拓」等に係る取組や循環型農林水産業の構築のための「徳島みどりの食料システム戦略基本計画」推進に資する取組、企画提案型の成功事例の横展開に係る取組を支援します。

### 2 対象事業

#### (1) 事業実施主体

市町村、農林漁業者等で組織する団体等

#### (2) 事業内容

「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」に掲げた本県農林水産業の目指す将来像である「もうかる農林水産業」の実現や「徳島みどりの食料システム戦略基本計画」推進に資する取組及び、企画提案型の成功事例の横展開を図る取組に要する経費を助成します。

##### ア 担い手育成枠

研修用の機械・施設等の導入整備に要する経費

##### イ 産地強化枠

産地強化に繋がる農林水産業用機械・施設等の導入整備に要する経費

##### ウ みどりの食料システム推進枠

みどりの食料システム推進に資する機械・施設等の導入整備に要する経費

#### (3) 実施期間

交付決定後から令和6年3月31日まで

### 3 補助率等

補助率及び補助金額の上限は、別添、農山漁村未来創造事業実施要領（以下「要領」という。）別表のとおりとします。

#### (1) 補助率

対象経費の2分の1または、10分の3以内

#### (2) 補助金上限額

1,000万円

### 4 応募方法

#### (1) 受付期間

令和5年10月5日（木）から令和5年10月26日（木）まで

#### (2) 提出書類

ア 事業計画書（要領様式第6号、第3-2号）

- イ 計画概要書（要領様式第4号）
- ウ 関係書類（位置図、カタログ・仕様書、見積書等）

(3) 提出先・提出方法

応募者は、(2)に掲げる書類を**電子媒体（pdfファイル等）又は紙媒体（2部）のいずれかにより**、要領第6に基づき提出してください。

(4) 必要に応じてヒアリングや、応募書類の内容の問合せ又は追加資料の要求等を行うことがあります。

## **5 審査方法**

応募のあった事業計画については、「地域農林水産業の施策や計画との整合性」、「地域への貢献性・波及性」及び「事業の継続性・発展性」の観点で書類審査を行い、予算の範囲内で事業承認します。

※事業の決定や予算の執行については、令和5年9月補正予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更となる可能性があります。

## **6 審査結果の通知**

審査結果は、審査結果が確定後、速やかに各審査の対象となった応募者に対し、文書により通知します。12月中旬頃、通知予定です。

なお、承認を受けた事業計画の成果及び実施状況については、県のホームページ等で公表することがあります。

## **9 事業実施主体の責務**

事業実施に当たっては、次の事項のほか、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号）、交付要綱、実施要領等を遵守し、適正に事業を執行してください。

- (1) 事業実施主体及び事業の受益者は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農林漁業関係の共済や保険への積極的な加入に努めること。  
なお、園芸施設共済の引受対象となる施設を整備する場合にあっては、当該施設の処分制限期間、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入等すること。
- (2) 事業実施主体は、事業に係る経費について、帳簿及び支出内容に関する証拠書類を整備し、事業終了後の翌年度から5年間保管すること。
- (3) 事業により取得又は効用の増加した財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図ること。

## **8 問合せ先**

徳島県農林水産部農林水産政策課政策推進担当  
〒770-8570徳島県徳島市万代町1丁目1番地  
電話 088-621-2394  
ファクシミリ 088-621-2854  
電子メール nourinsuisanseisakuka@pref.tokushima.jp